



相続税の申告書 第4表の2

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

										被相続人		E01																		
この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。																														
控除を受ける人の氏名										E02				E04				E06												
相続開始の年の前年分（										贈与税の申告書の提出先		E03				署		E05				署		E07				署		
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合																				
										相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)								①	G01				G09				G17			
										①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								②	G02				G10				G18			
										その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								③	G03				G11				G19			
										控除を受ける贈与税額(円)(特例贈与財産分) (③×②÷①)								④	G04				G12				G20			
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合																				
元号		年		相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)								⑤	G05				G13				G21									
L01				⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								⑥	G06				G14				G22									
分				その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								⑦	G07				G15				G23									
				控除を受ける贈与税額(円)(一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)								⑧	G08				G16				G24									
相続開始の年の前々年分（										贈与税の申告書の提出先		E08				署		E09				署		E10				署		
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合																				
										相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)								⑨	G25				G33				G41			
										⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								⑩	G26				G34				G42			
										その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								⑪	G27				G35				G43			
										控除を受ける贈与税額(円)(特例贈与財産分) (⑪×⑩÷⑨)								⑫	G28				G36				G44			
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合																				
元号		年		相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)								⑬	G29				G37				G45									
L02				⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								⑭	G30				G38				G46									
分				その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								⑮	G31				G39				G47									
				控除を受ける贈与税額(円)(一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)								⑯	G32				G40				G48									
相続開始の年の前々々年分（										贈与税の申告書の提出先		E11				署		E12				署		E13				署		
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合																				
										相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円)								⑰	G49				G57				G65			
										⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								⑱	G50				G58				G66			
										その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								⑲	G51				G59				G67			
										控除を受ける贈与税額(円)(特例贈与財産分) (⑲×⑱÷⑰)								⑳	G52				G60				G68			
										被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合																				
元号		年		相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税の配偶者控除後の金額)								㉑	G53				G61				G69									
L03				㉑のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(円) (贈与税額の計算の基礎となった価額)								㉒	G54				G62				G70									
分				その年分の暦年課税分の贈与税額(円)								㉓	G55				G63				G71									
				控除を受ける贈与税額(円)(一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)								㉔	G56				G64				G72									
暦年課税分の贈与税額控除額計(円) (④+⑧+⑫+⑯+㉑+㉔)										㉕	G73				G74				G75											
(注) 各人の㉕欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額㉕」欄に転記します。																														